

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、再生可能エネルギー及び二酸化炭素排出抑制効果の高い機器の導入を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、予算の範囲内において新見市個人用脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 補助金の交付対象は、別表第1に定める要件を満たす機器（以下「対象機器」という。）とし、自らが所有し居住する市内の住宅（併用住宅を含む。）に設置又は自らが使用するために購入するものとする。ただし、購入機器は新品であり、中古品及び転売品でないものとする。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者
- （3） 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、同一の世帯について、対象機器ごとに1回限りとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めたときは、新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第3号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

（管理）

第 9 条 申請者は、対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責めに帰することのできない理由により、対象機器を毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

（取得財産等の処分）

第 10 条 申請者は、対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が前項の期間内に対象機器を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、補助金相当額の返還を求めることができる。

（協力依頼）

第 11 条 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象機器の利用状況の調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条に規定する交付決定の取消し等、第 10 条に規定する取得財産等の処分については、同日後もなおその効力を有する。

（関連要綱の廃止）

3 新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金（令和 5 年新見市告示第 44 号）は廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

対象機器	個別要件	申請日
太陽光発電システム	住宅用太陽光設備で住宅の屋根等へ設置するもので、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーなどで構成するもの また、発電した電気が住宅において自家消費される 1 kW 以上 10 kW 未満の発電設備で、支払額が 20 万円以上のもの	電力需給契約日から 90 日以内の申請であること。

蓄電池設備	リチウムイオン蓄電池部に加え、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、蓄電池容量が1kW以上の定置型リチウムイオン蓄電池システムであり、補償期間が10年以上で、支払額が20万円以上のもの	支払日から90日以内の申請であること。
V2H充放電設備（ビークル・トゥ・ホーム）	経済産業省により各年度において実施されるクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において補助対象とされ、電気自動車等から分電盤等を通じて住宅への電力供給が可能な充放電設備で、支払額が20万円以上のもの	支払日から90日以内の申請であること。
電気自動車用普通充電器	住宅の駐車場で電気自動車等に充電するための、200V充電が可能なポール型充電器や壁設置型充電器で、支払額が10万円以上のもの	支払日から90日以内の申請であること。
電気自動車	経済産業省により各年度において実施するクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において補助対象とされ、自動車販売店にて購入した電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により初めて新規登録を受ける自動車（普通自動車、小型自動車）又は、初めて新規検査を受ける軽自動車であること。	支払日から90日以内の申請であること。
生ごみ処理機	電気を使用し、家庭から排出される生ごみを減量又は堆肥化等により有効利用することを目的として製造された機器で、支払額が2万円以上であるもの	支払日から90日以内の申請であること。

別表第2（第4条関係）

対象機器	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	本体設備一式、設備工事費、電気配線工事費とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金	補助対象の出力1kWあたり2万円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、こ

	の額を補助対象経費から控除する。 なお、対象出力は太陽電池モジュールの最大出力の値又はパワーコンディショナーの定格出力の値のいずれか低い方（出力の単位はkWとし、小数点以下第1位未満を四捨五入。）とする。	れを切り捨てた額）とし、8万円を上限とする。 ただし、市内業者で設置した場合は、1kWあたり5千円を上乗せし、10万円を上限とする。
蓄電池設備	本体設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。 ただし、市内業者で設置した場合は、上限を15万円とする。
V2H充放電設備（ビークル・トゥ・ホーム）	本体設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費とし、充放電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。
電気自動車用普通充電器	コンセント等設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費とし、充電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。 ただし、市内業者で購入した場合は、上限を30万円とする。
電気自動車	車両本体の購入費 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。 ただし、市内業者で購入した場合は、上限を30万円とする。
生ごみ処理機	生ごみ処理機本体の購入費 ただし、国等から同対象機器に対し、補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。 ただし、市内業者で購入した場合は、上限を30万円とする。

		てた額)とし、3万円を上限とする。
--	--	-------------------

別表第3（第5条関係）

対象機器	添付が必要な書類
太陽光発電システム	1 領収書及び内訳書の写し 2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真 3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 電力会社との余剰電力の需給契約が結ばれていることが分かる書類 6 納税等状況調査同意書 7 誓約書 8 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 9 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
蓄電池設備	1 領収書及び内訳書の写し 2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真 3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 納税等状況調査同意書 6 誓約書 7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 8 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
V2H充放電設備（ピークル・トゥ・ホーム）	1 領収書及び内訳書の写し 2 対象機器の写真及び対象機器が導入された住宅全体の写真 3 対象機器の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 納税等状況調査同意書 6 誓約書 7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 8 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
電気自動車	1 領収書（領収書と同等の支払証憑、銀行発行の振込証明書等）及び内訳書の写し 2 ナンバープレート含む車両の写真及び車両を保管・充電する場所の写真

	3 自動車車検証（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を含む）の写し 4 納税等状況調査同意書 5 誓約書 6 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 7 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
生ごみ処理機	1 領収書及び内訳書の写し 2 保証書 3 納税状況調査同意書 4 誓約書 5 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）